

## 環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業実施要領（案）

### 第1 趣旨

温室効果ガス削減に係る新たな中期目標達成に向け事業者の温暖化対策の加速化が必要な中、企業の環境投資等を促進させ温暖化対策に取り組む企業を支援し、利子補給を通じた環境投資の掘り起こしを通じた経済活性化を図るため、温暖化対策に係る設備投資への融資の金利負担を減免するための利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付を内容とする環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業を実施しようとするものである。

### 第2 事業の内容

補助事業者に環境配慮型設備投資促進利子補給基金（以下「基金」という。）を設置し、その運用収入及び取崩しにより、温暖化対策加速化環境配慮型融資として行われる金融機関（以下「融資機関」という。）の融資に係る利息の一部（2%相当を上限）について、事業者（大企業を除く。以下同じ。）に対し、金利負担の減免のための利子補給金を交付するとともに、基金を適正かつ公正に管理・運営し、事業者の補助金の適正な執行の管理及び融資機関の本制度に係る業務の検証を行うものとする（以下「事業」という。）。

なお、「大企業」とは、以下の資本金基準及び従業員基準を満たす企業とする。

	資本金基準	従業員基準（常用雇用者）	
大企業	10億円以上	卸売業	101人以上
		小売業	51人以上
		サービス業	101人以上
		製造業その他	301人以上

### 第3 利子補給金の交付対象

地球温暖化対策に係る設備投資のための融資を受ける下記の事業者。

別紙に定める温暖化対策加速化環境配慮型融資における一定の基準による評価又はこれと同等以上のものと認められるものによる評価により一定の要件を満たし、かつ、以下の誓約を補助事業者に行う事業者。

誓約：3年以内の間に二酸化炭素排出原単位（融資先事業者の排出する二酸化炭素総排出量を生産数量又はその代替値（売上高等）で割った数値）6%改善又は二酸化炭素排出量6%削減

### 第4 利子補給金の交付及び返還

- 1 補助事業者は、融資機関から温暖化対策加速化環境配慮型融資を受けた事業者に対し、基金の範囲内で借入日から開始して3年以内において、融資機関からの当該借入金残高に年利2%以内の利子助成率を乗じた利息相当額（約定償還により計算した償還利息額を限度とする。）の利子補給金を交付する。

- 2 補助事業者は、利子補給金の交付を受けようとする者（以下「交付希望者」という。）に対し、代理申請及び代理受領その他利子補給金の交付に関する一切の手續を融資機関に委任させるものとする。
- 3 補助事業者は、2に基づき、交付希望者に代って融資機関から利子補給金交付申請書が提出された場合は、利子補給金の交付の適否を審査し、利子補給金を交付すべきものと認めたときは、その内容を融資機関に通知するものとする。
- 4 補助事業者は、融資機関が利子に充当するため利子補給金を代理受領したことを確認するため利子補給金受領確認書を融資機関に徴求提出させるものとする。
- 5 補助事業者は、検証の結果、事業者が誓約内容を達成していなかったと認められる場合は、事業者に対し利子補給金の返還を求めるものとする。

#### 第5 基金の運用管理

- 1 補助事業者は、次の方法により基金に属する資金を運用するものとする。
  - (1) 金融機関への預金
  - (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のものに限る。）
  - (3) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の保有
- 2 基金の取崩しによる収入及び基金の運用収入は、事業の実施に要する経費及びモニタリング調査等の事業実施に必要な事務に要する経費（以下「モニタリング調査費等」という。）に充当するものとし、他の費用に充当してはならない。

#### 第6 基金に係る管理計画の作成等

- 1 補助事業者は、毎年度、別紙様式第1号により、事業に関する管理計画を定め、当該年度事業開始前に環境大臣に提出して承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、毎年度、事業について、別紙様式第2号により、当該年度の管理運用実績報告書及びその他参考となる書類を作成し、当該年度終了後3か月以内に環境大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、1の管理計画を変更しようとする場合には、別紙様式第3号による管理計画変更承認申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、管理計画の個別項目相互間における2割以内の流用である場合にはこの限りではない。
- 4 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合、又はその遂行が困難になった場合には、その理由と事業の遂行状況を記載した書類を環境大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- 5 補助事業者は、事業が完了した場合には、別紙様式第4号により事業完了実績報告書を作成し、当該事業が完了した日から3か月以内に環境大臣に提出しなければならない。
- 6 補助事業者は、事業が完了した場合における基金の残余の額は、速やかに国庫に納付

しなければならない。

7 補助事業者は、事業が完了した場合における残余財産（前二項に掲げる基金の残余を除く。）の処分について、環境大臣と協議しなければならない。

#### 第7 経理の区分

補助事業者は、事業について特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して経理、公表しなければならない。

#### 第8 事業を終了する時期

##### (1) 見直しを実施する時期

補助事業者は、事業について、少なくとも5年に一回は定期的に見直しを行う。

##### (2) 事業を終了する時期

事業を行う期間は、平成27年度末までとする。

##### (3) その他

事業開始後の事情の変化があれば、当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のために事業を継続する必要性が認められる場合には、環境大臣は、事業を終了する時期を延長することができる。

#### 第9 事業の実施状況の評価

補助事業者は、定期的な見直しを行う際に、事業の実施状況の評価し、公表する。

#### 第10 基金の保有割合の算出

補助事業者は、定期的な見直しを行う際に、基金の保有割合（事業に要する費用に対する保有基金額等の割合）を算出し、当該保有割合を環境大臣に報告し、公表する。また、基金の保有割合の公表に際しては、当該算出に用いた算出方法（算式）及び数値を環境大臣に報告し、公表する。

#### 第11 基金の運用

基金は、第5（基金の運用管理）に基づき運用するほか、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）5（5）の規定を考慮して運用するものとする。

#### 第12 使用見込みの低い基金等に係る検討

「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。）3（4）アの【基準】に該当する基金（以下「使用見込みの低い基金等」という。）を保有する場合は、定期的な見直しの際に、基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返納など、その基金の取扱いを補助事業者は検討するとともに、その検討結果を環境大臣に報告し、公表する。

### 第13 所要額の残置

使用見込みの低い基金等であって、当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のため所要額を残置する必要がある基金については、関係府省等と協議の上、残置が必要な理由、残置する所要額及び当該所要額の積算の根拠等を公表する。

### 第14 基金に関する基本的事項の公表

基金の名称、基金額、事業の概要、事業を終了する時期、事業の目標について、補助事業者は毎年公表する。

### 第15 指導監督

環境大臣は、補助事業者の事業に関し、この要領に基づき指導監督を行うほか、基金基準に基づき、第8から第15に定める事項について、指導監督及び必要な措置を講ずることができる。

### 第16 その他

補助事業者は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難い事由が生じたとき、もしくは本実施要領に記載のない細部について、環境省環境総合政策局長の承認を受けて定めるものとする。

(別紙)

利子補給事業の対象となる「温暖化対策加速化環境配慮型融資」とは、「CO2排出削減」「環境マネジメント」「コンプライアンス」「環境会計・ボランティア等」「事業活動における環境配慮(CSR)」の5事項により審査及び評価を行い、その評価結果によって金利を変更する融資制度とする。5事項に求める具体的な項目は以下の通りとする。

1. CO2排出削減

- ① 3年間のCO2排出削減目標を掲げているか。
- ② 3年間のCO2排出量削減又は原単位改善の具体的な達成手段を掲げているか。
- ③ これまでCO2排出削減目標を掲げ効果が出ているか。

2. 環境マネジメント

- ④ CO2排出量を含む環境マネジメントの整備・実施 (ISO14001、エコアクション2.1、環境マネジメントシステム (KES)、グリーン経営認証制度の認証取得等)
- ⑤ CO2排出量を含む環境方針の決定
- ⑥ CO2排出量を含む環境報告書等の発行

3. コンプライアンス

- ⑦ 法令順守方針
- ⑧ 法規制違反の事実・可能性
- ⑨ コンプライアンスの推進部署

4. 環境会計・ボランティア等

- ⑩ 環境会計の導入
- ⑪ 環境保全に対するボランティア活動
- ⑫ 投資案件に対する環境考慮

5. 事業活動における環境配慮 (CSR)

- ⑬ 環境に配慮した製・商品の取扱い
- ⑭ グリーン調達・グリーン購入

別紙様式第1号（第6第1項関係）

番 号  
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所  
称号又は名称  
代表者氏名 印

平成〇〇年度 環境配慮型設備投資促進利子補給基金管理計画承認申請書

平成〇〇年度環境配慮型設備投資促進利子補給基金管理計画書について、環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業実施要領（平成22年〇月〇日環政経発第〇号）第6第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めたので承認申請します。

別 紙

平成〇〇年度環境配慮型設備投資促進利子補給基金管理計画書

1 基金の管理計画

(単位：円)

科 目	金 額
1 基金増減 (1)期首基金残高 (2)基金繰入額 (3)基金取崩し額 (4)差引基金残高 (A)	
2 収入支出 (1)収 入 ①前期繰越額 収 入 合 計 (B) (2)支 出 ①基金繰入額 ②利子補給金 ③モニタリング調査費等 ④その他支出 支 出 合 計 (C) (3)次期繰越額 (D=B-C)	
3 基金勘定運用残高 期末基金残高 (A) 次 期 繰 越 額 (D) 合 計	

2 利子補給金交付事業計画

(単位：円)

補給対象資金 貸付計画額	補 給 対 象 資 金 貸 付 残 高				利子補給金 交 付 額
	期首貸付 金残高①	当年度貸 付額 ②	貸付回収 金 ③	期末貸付金残 高①+②-③	

3 基金運用計画

(基金運用平均残高) (平均運用利回り) (基金運用益収入)  
円 × % = 円

4 添付書類

基金の運用管理及び利子補給金交付事業に関する事業計画書、収支予算書、当該事業年度以降の利子補給金事業完了予定事業年度までの基金の運用見込書並びに業務方法書

別紙様式 第2号 (第6第2項関係)

番 号  
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所  
称号又は名称  
代表者氏名 印

平成 年度 環境配慮型設備投資促進利子補給基金管理運用実績報告書

平成 年度環境配慮型設備投資促進利子補給基金管理運用実績について、環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業実施要領（平成22年〇月〇日環政経発第〇号）第6第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

別 紙

1 基金の管理実績

(単位：円)

科 目	金 額
1 基金増減 (1)期首基金残高 (2)基金繰入額 (3)基金取崩し額 (4)差引基金残高 (A)	
2 収入支出 (1)収 入 ①前期繰越額 ②補助金収入 ③基金運用収入 ④基金取崩し額 (2)支 出 ①基金繰入額 ②利子補給金 ③モニタリング調査費等 ④その他支出 支 出 合 計 (C) (3)次期繰越額 (D=B-C)	
3 基金勘定運用残高 期末基金残高 (A) 次期繰越額 (D) 合 計	

2 利子補給金交付事業実績

(単位：円)

補給対象資金 貸付決定額	補 給 対 象 資 金 貸 付 残 高				利子補給金 交 付 額
	期首貸付 金残高①	当年度貸 付額 ②	貸付回収 金 ③	期末貸付金残 高①+②-③	

3 基金運用計画実績

(基金運用残高) (運用利回り) (基金運用益収入)  
円 × % = 円

4 添付書類

基金の運用管理及び利子補給金交付事業に関する事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録並びに監査報告書

別紙様式 第3号 (第6第3項関係)

番 号  
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所  
称号又は名称  
代表者氏名 印

平成 年度 環境配慮型設備投資促進利子補給基金管理計画変更承認申請書

平成 年 月 日付第 号で承認のあった上記の管理計画について、下記のとおり変更したいので、環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業実施要領（平成22年〇月〇日環政経発第〇号）第6第3項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 計画変更理由
- 2 変更後管理計画

環 境 大 臣 殿

住 所  
称号又は名称  
代表者氏名 印

環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業完了実績報告書

環境配慮型設備投資促進利子補給制度補助金の交付事業が完了したので、環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業実施要領（平成22年〇月〇日環政経発第〇号）第6第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業完了年月日

2 事業実績

(1) 収入支出

(単位：円)

(収入)		(支出)	
補助金(国)		利子補給金	
基金運用収入		モニタリング調査費等	
その他収入		その他支出	
合計		合計	
		差引基金残高	

(2) 利子補給金交付事業実績

補給対象資金貸付額		補給金額
件数	金額	

(単位：円)

注) 年度別内訳表、融資機関別内訳表を添付のこと。

3 残余財産目録

注) 預貯金等については、残高証明書(写)を添付のこと。